

- 高知県自然環境保全条例
- 高知県自然環境保全基本方針
- 高知県希少野生動植物保護条例

高知県自然環境保全条例をここに公布する。

○高知県自然環境保全条例

(昭和48年10月19日条例第27号)

改正 平成4年3月25日条例第10号 平成8年3月26日条例第4号
平成11年12月27日条例第60号 平成22年6月29日条例第32号

高知県自然環境保全条例

目次

- 第1章 総則(第1条－第10条)
- 第2章 高知県自然環境保全基本方針(第11条)
- 第3章 削除
- 第4章 高知県自然環境保全地域
 - 第1節 指定等(第14条－第16条)
 - 第2節 保全(第17条－第22条)
 - 第3節 生態系維持回復事業(第23条－第26条)
- 第5章 緑地環境保全地域及び自然記念物(第27条－第30条)
- 第6章 自然環境保全協定の締結等(第31条・第32条)
- 第7章 雑則(第33条－第36条)
- 第8章 罰則(第37条－第41条)
- 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自然環境保全法(昭和47年法律第85号。以下「法」という。)その他の自然環境の保全を目的とする法令と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承することができるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成8年条例4号・22年32号〕

(県等の責務)

第2条 県、市町村、事業者及び県民は、高知県環境基本条例(平成8年高知県条例第4号)第3条に定める環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

追加〔平成8年条例4号〕

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(基礎調査の実施及び研究の推進)

第4条 県は、自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を実施するとともに、自然環境の保全に関する研究を行うよう努めるものとする。

一部改正〔平成8年条例4号〕

(知識の普及等)

第5条 県は、自然環境の保全に関する知識の普及及びその思想の高揚を図るとともに、自然環境の保全についての県民の自主的な活動の助長に努めるものとする。

一部改正〔平成8年条例4号〕

(地域開発施策等における配慮)

第6条 県は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

追加〔平成8年条例4号〕

第7条から第10条まで 削除

削除〔平成8年条例4号〕

第2章 高知県自然環境保全基本方針

(高知県自然環境保全基本方針)

第11条 知事は、自然環境の保全を図るための基本方針として、高知県自然環境保全基本方針(以下この条において「県自然環境保全基本方針」という。)を定めなければならない。

一部改正〔平成22年条例32号〕

2 県自然環境保全基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 自然環境の保全に関する基本構想

(2) 第14条第1項の高知県自然環境保全地域、第27条第1項の緑地環境保全地域及び第28条第1項の自然記念物の指定その他これらの地域等に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項

一部改正〔平成22年条例32号〕

(3) 前2号に掲げるもののほか、自然環境の保全に関する重要な事項

一部改正〔平成22年条例32号〕

3 知事は、県自然環境保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、高知県環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

一部改正〔平成22年条例32号〕

4 知事は、県自然環境保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、県自然環境保全基本方針の変更について準用する。

一部改正〔平成11年条例60号・22年32号〕

第3章 削除

削除〔平成11年条例60号・22年32号〕

第12条及び第13条 削除

削除〔平成11年条例60号・22年32号〕

第4章 高知県自然環境保全地域

第1節 指定等

(指定等)

第14条 知事は、法第22条第1項の規定による自然環境保全地域に準ずる区域であって、次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを高知県自然環境保全地域(以下「県自然環境保全地域」という。)として指定することができる。

(1) 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)

(2) 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)

一部改正〔平成22年条例32号〕

(3) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域

(4) その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域

一部改正〔平成22年条例32号〕

(5) 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその

区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもの

一部改正〔平成22年条例32号〕

- 2 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園の区域は、県自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。
 - 3 知事は、県自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第1項の高知県自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。
- 一部改正〔平成22年条例32号〕
- 4 知事は、県自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 5 前項の規定による公告があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間の満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 一部改正〔平成22年条例32号〕
- 6 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき又は当該県自然環境保全地域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 一部改正〔平成22年条例32号〕
- 7 知事は、県自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
 - 8 県自然環境保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
 - 9 第3項前段、第7項及び前項の規定は県自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第3項後段及び第4項から第6項までの規定は県自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

一部改正〔平成22年条例32号〕

(高知県自然環境保全地域に関する保全計画の決定等)

第15条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関し、高知県自然環境保全地域に関する保全計画(以下「県自然環境保全地域に関する保全計画」という。)を定めなければならない。

一部改正〔平成22年条例32号〕

- 2 県自然環境保全地域に関する保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項
 - (2) 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域(以下「特別地区」という。)の指定に関する事項
 - (3) 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項
 - (4) 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項

一部改正〔平成22年条例32号〕

一部改正〔平成22年条例32号〕

- 3 知事は、県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その県自然環境保全地域に関する保全計画を一般の縦覧に供しなければならない。

一部改正〔平成22年条例32号〕

4 前条第3項前段の規定は県自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、同条第4項から第6項までの規定は県自然環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更(第2項第2号又は第3号に掲げる事項に係る変更に限る。)について、それぞれ準用する。

一部改正〔平成22年条例32号〕

5 知事は、県自然環境保全地域に関する保全計画を廃止したときはその旨を告示し、県自然環境保全地域に関する保全計画を変更したときはその概要を告示し、かつ、その変更後の県自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。

追加〔平成22年条例32号〕

一部改正〔平成22年条例32号〕

(県自然環境保全地域に関する保全事業の執行)

第16条 県自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であって、当該地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するもの(以下「県自然環境保全地域に関する保全事業」という。)は、県が執行する。

一部改正〔平成11年条例60号・22年32号〕

第2節 保全

(特別地区)

第17条 知事は、県自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができる。

2 第14条第7項及び第8項の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

一部改正〔平成22年条例32号〕

3 知事は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、併せて、当該県自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採(第10項各号に掲げる行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を指定するものとする。県自然環境保全地域に関する保全計画で当該特別地区に係るものの変更(第15条第2項第3号に掲げる事項に係る変更以外の変更を除く。)をするときも、同様とする。

一部改正〔平成22年条例32号〕

4 特別地区内においては、次に掲げる行為は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければ、これをしてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号までに掲げる行為で森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区(以下「保安林等の区域」という。)内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 木竹を伐採すること。

(7) 知事が指定する区域内において、木竹を損傷すること。

追加〔平成22年条例32号〕

- (8) 知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

追加〔平成22年条例32号〕

- (9) 知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)

追加〔平成22年条例32号〕

- (10) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

一部改正〔平成22年条例32号〕

- (11) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの。

追加〔平成22年条例32号〕

一部改正〔平成22年条例32号〕

- 5 前項の許可には、当該県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

一部改正〔平成22年条例32号〕

- 6 知事は、第4項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

- 7 特別地区内において、非常災害のために必要な応急措置として第4項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成22年条例32号〕

- 8 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

一部改正〔平成22年条例32号〕

- 9 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第4項の許可を受けたものとみなす。

- 10 次に掲げる行為については、第4項及び第7項の規定は、適用しない。

- (1) 県自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為

一部改正〔平成22年条例32号〕

- (2) 認定生態系維持回復事業等(第24条第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為

追加〔平成22年条例32号〕

- (3) 法令に基づいて国又は地方公共団体(以下「国等」という。)が行う行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

一部改正〔平成22年条例32号〕

- (4) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

一部改正〔平成22年条例32号〕

一部改正〔平成22年条例32号〕

一部改正〔平成4年条例10号・11年60号・22年32号〕

- (野生動植物保護地区)

第18条 知事は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、県自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。

2 第14条第7項及び第8項の規定は、野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

一部改正〔平成22年条例32号〕

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくはは損傷してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条第4項の許可を受けた行為(第22条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行うためにする場合

一部改正〔平成22年条例32号〕

(2) 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合

(3) 県自然環境保全地域に関する保全事業を執行するためにする場合

(4) 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

追加〔平成22年条例32号〕

(5) 法令に基づいて国等が行う行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

一部改正〔平成22年条例32号〕

(6) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

一部改正〔平成22年条例32号〕

(7) 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合

一部改正〔平成22年条例32号〕

一部改正〔平成22年条例32号〕

4 前条第5項の規定は、前項第7号の許可について準用する。

一部改正〔平成22年条例32号〕

一部改正〔平成4年条例10号・22年32号〕

(普通地区)

第19条 県自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域(以下「普通地区」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

(1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。)

一部改正〔平成22年条例32号〕

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(5) 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

一部改正〔平成22年条例32号〕

- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
 - 3 知事は、第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
 - 4 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
 - 5 知事は、当該県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
 - 6 次に掲げる行為については、第1項から第3項までの規定は、適用しない。
 - (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
一部改正〔平成22年条例32号〕
 - (2) 県自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為
一部改正〔平成22年条例32号〕
 - (3) 認定生態系維持回復事業等として行う行為
追加〔平成22年条例32号〕
 - (4) 法令に基づいて国等が行う行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
一部改正〔平成22年条例32号〕
 - (5) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
一部改正〔平成22年条例32号〕
 - (6) 県自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為
一部改正〔平成22年条例32号〕
一部改正〔平成22年条例32号〕
一部改正〔平成22年条例32号〕
- (中止命令等)

第20条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第17条第4項若しくは第18条第3項の規定若しくは第17条第5項(第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

一部改正〔平成22年条例32号〕

- 2 知事は、規則で定めるところにより、その職員に、前項の規定による権限の一部を行わせることができる。
一部改正〔平成22年条例32号〕
- 3 前項の規定により中止命令等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
一部改正〔平成22年条例32号〕

一部改正〔平成22年条例32号〕

(報告徴収及び立入検査等)

第21条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第17条第4項若しくは第18条第3項第7号の許可を受けた者若しくは第19条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第17条第4項各号、第18条第3項本文若しくは第19条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

一部改正〔平成22年条例32号〕

2 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

一部改正〔平成22年条例32号〕

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成22年条例32号〕

(国等に関する特例)

第22条 国等が行う行為については、第17条第4項又は第18条第3項第7号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

一部改正〔平成22年条例32号〕

2 国等は、第17条第7項若しくは第19条第1項の規定により届出を要する行為をしたとき又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、その旨を知事に通知しなければならない。

一部改正〔平成22年条例32号〕

一部改正〔平成22年条例32号〕

第3節 生態系維持回復事業

追加〔平成22年条例32号〕

(生態系維持回復事業計画)

第23条 知事は、生態系維持回復事業(県自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であって、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。)の適正かつ効果的な実施に資するため、県自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 生態系維持回復事業の目標

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止したときはその旨を、生態系維持回復事業計画を変更したときはその概要を告示しなければならない。

追加〔平成22年条例32号〕

(生態系維持回復事業の実施)

第24条 県は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

- 2 国又は県以外の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従って、その生態系維持回復事業を行うことができる。
- 3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従って、その生態系維持回復事業を行うことができる。
- 4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - (2) 生態系維持回復事業を行う区域
 - (3) 生態系維持回復事業の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国又は県以外の地方公共団体にあっては知事の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあっては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成22年条例32号〕

(認定の取消し)

第25条 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- (1) 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなったと認めるとき。
- (3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。
- (4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

追加〔平成22年条例32号〕

(報告徴収)

第26条 知事は、第24条第3項の認定を受けた者に対して、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

追加〔平成22年条例32号〕

第5章 緑地環境保全地域及び自然記念物

(緑地環境保全地域の指定)

第27条 知事は、県民の生活環境と調和した良好な自然環境を形成している土地の区域で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを緑地環境保全地域として指定することができる。

(1) 市街地若しくは集落地内にあり、又はこれらの周辺の区域にあって緑地環境を形成している樹林地、池沼、海岸、河川等の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)

(2) 歴史的文化的資産と一体となって緑地環境を形成している区域

2 自然公園法第2条第1号に規定する自然公園、法第14条第1項の規定による原生自然環境保全地域、法第22条第1項の規定による自然環境保全地域及び県自然環境保全地域の区域は、緑地環境保全地域の区域に含まれないものとする。

3 第14条第3項前段、第7項及び第8項の規定は、緑地環境保全地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

一部改正〔平成22年条例32号〕

一部改正〔平成22年条例32号〕

(自然記念物の指定)

第28条 知事は、植物、動物、地質、鉱物等であって、住民に親しまれているもの、由緒のあるもの又は学術的価値のあるものを自然記念物として指定することができる。

2 第14条第3項前段、第7項及び第8項の規定は、自然記念物の指定及び指定の解除について準用する。

一部改正〔平成22年条例32号〕

一部改正〔平成22年条例32号〕

(緑地環境保全地域及び自然記念物の保全)

第29条 緑地環境保全地域内において、次に掲げる行為をしようとする者及び自然記念物に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

(1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。)

一部改正〔平成22年条例32号〕

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(5) 木竹を伐採すること。

一部改正〔平成22年条例32号〕

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、緑地環境保全地域における自然環境の保全及び自然記念物の保存のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全及び自然記念物の保存のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 3 知事は、第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 5 知事は、当該緑地環境保全地域における自然環境の保全及び当該自然記念物の保存に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 6 次に掲げる行為については、第1項から第3項までの規定は、適用しない。
 - (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
一部改正〔平成22年条例32号〕
 - (2) 法令に基づいて国等が行う行為のうち、緑地環境保全地域における自然環境の保全及び自然記念物の保存に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
一部改正〔平成22年条例32号〕
 - (3) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、緑地環境保全地域における自然環境の保全及び自然記念物の保存に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
 - (4) 緑地環境保全地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際又は自然記念物が指定された際着手している行為
一部改正〔平成22年条例32号〕
一部改正〔平成22年条例32号〕

(準用)

第30条 第20条の規定は緑地環境保全地域の区域内における行為及び自然記念物に関する行為に対する中止命令等について、第21条の規定は当該区域内における行為及び自然記念物に関する行為に係る報告徴収及び立入検査等について、第22条第2項の規定は当該区域内における行為及び自然記念物に関する行為であって国等が行うものについて、それぞれ準用する。この場合において、第20条第1項中「県自然環境保全地域における自然環境の保全」とあるのは「緑地環境保全地域における自然環境の保全及び自然記念物の保存」と、「第17条第4項若しくは第18条第3項の規定若しくは第17条第5項(第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者、前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、第21条第1項中「県自然環境保全地域における自然環境の保全」とあるのは「緑地環境保全地域における自然環境の保全及び自然記念物の保存」と、「第17条第4項若しくは第18条第3項第7号の許可を受けた者若しくは第19条第2項」とあるのは「第29条第2項」と、「県自然環境保全地域の区域内の」とあるのは「緑地環境保全地域の区域内及び自然記念物に関する行為に係る」と、「第17条第4項各号、第18条第3項本文若しくは第19条第1項各号」とあるのは「同条第1項各号」と、第22条第2項中「第17条第7項若しくは第19条第1項」とあるのは「第29条第1項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成22年条例32号〕

第6章 自然環境保全協定の締結等

(自然環境保全協定の締結)

第31条 知事は、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域(以下「県自然環境保全地域等」という。)の自然環境の保全並びに自然記念物の保存のために必要が

あると認めるときは、土地又は木竹の所有者その他の関係人と自然環境の損壊の防止、植生の回復その他必要な事項を内容とする自然環境保全協定を締結することができる。

(履行の確保)

第32条 知事は、前条の規定による協定を締結したときは、その履行について助言、勧告その他必要な措置を講ずるものとする。

第7章 雑則

(実地調査)

第33条 知事は、県自然環境保全地域等の指定若しくはその区域の拡張、自然記念物の指定、県自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は県自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関し実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、他の法令に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

一部改正〔平成22年条例32号〕

2 知事は、その職員に、前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

一部改正〔平成22年条例32号〕

3 第1項の規定による行為をする職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

一部改正〔平成22年条例32号〕

4 第1項の規定による行為をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

一部改正〔平成22年条例32号〕

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

一部改正〔平成22年条例32号〕

一部改正〔平成22年条例32号〕

(損失の補償)

第34条 県は、第17条第4項若しくは第18条第3項第7号の許可を得ることができないため、第17条第5項(第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付されたため、又は第19条第2項若しくは第29条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

一部改正〔平成22年条例32号〕

2 県は、県自然環境保全地域等の指定若しくはその区域の拡張、自然記念物の指定、県自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は県自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、前条第1項の規定によるその職員の行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

一部改正〔平成22年条例32号〕

一部改正〔平成22年条例32号〕

(無秩序な開発の防止、緑化の推進等)

第35条 県は、県土の自然環境の適正な保全に資するため、無秩序な開発の防止を図るとともに、県土の緑化・美化の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成22年条例32号〕

第8章 罰則

(罰則)

第37条 第20条(第30条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

追加〔平成4年条例10号〕、一部改正〔平成22年条例第32号〕

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第4項又は第18条第3項の規定に違反した者

一部改正〔平成22年条例32号〕

(2) 第17条第5項(第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者

一部改正〔平成22年条例32号〕

一部改正〔平成22年条例32号〕

一部改正〔平成4年条例10号・22年32号〕

第39条 第19条第2項又は第29条第2項の規定による処分に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成4年条例10号・22年32号〕

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第19条第1項又は第29条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一部改正〔平成22年条例32号〕

(2) 第19条第4項又は第29条第4項の規定に違反した者

一部改正〔平成22年条例32号〕

(3) 第21条第1項(第30条において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

一部改正〔平成22年条例32号〕

(4) 第33条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

一部改正〔平成22年条例32号〕

一部改正〔平成4年条例10号・22年32号〕

(両罰規定)

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第37条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

一部改正〔平成4年条例10号・22年32号〕

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和49年4月規則第28号で、同49年4月18日から施行)ただし、第1章から第3章まで及び付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(高知県自然保護条例の廃止)

2 高知県自然保護条例(昭和46年高知県条例第27号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第16条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(高知県立都市公園条例の一部改正)

- 4 高知県立都市公園条例(昭和33年高知県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条中「審議会」を「高知県自然環境保全審議会」に改める。

附 則(平成4年3月25日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月26日条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月27日条例第60号)

この条例中第1条の規定は平成12年4月1日から、第2条の規定は同年12月1日から施行する。

附 則(平成22年6月29日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(高知県屋外広告物条例の一部改正)

- 3 高知県屋外広告物条例(平成8年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

○高知県自然環境保全基本方針

(昭和50年3月10日 なし)

高知県自然環境保全条例(昭和48年高知県条例第27号)第11条第1項の規定により高知県自然環境保全基本方針を定めたので、同条第4項の規定により公表する。

高知県自然環境保全基本方針

目次

第1 自然環境保全に関する基本構想

- 1 自然の意義
- 2 自然環境保全の基本的な考え方
- 3 高知県の自然の概況
- 4 保全の目標

第2 自然環境保全施策に関する基本的事項

- 1 自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物の指定
 - (1) 自然環境保全地域の指定
 - (2) 緑地環境保全地域の指定
 - (3) 自然記念物の指定
 - (4) 自然環境保全地域の特別地区等の指定
 - (5) 保全事業の実施
- 2 自然環境保全に関する調査研究の推進
- 3 自然環境保全に関する普及及び啓蒙
 - (1) 教育活動
 - (2) 広報活動
 - (3) 自然に親しむ運動
 - (4) 地域活動の育成
- 4 開発と保護の調整
- 5 身近かな自然環境を守る努力
- 6 土地公有化の推進
- 7 保全の奨励
- 8 緑化の推進

第3 その他自然環境保全に関する重要事項

- 1 各種法律制度の有機的な運用
- 2 行政組織の拡充及び管理指導体制の強化
- 3 関係行政機関の連絡調整

第1 自然環境保全に関する基本構想

1 自然の意義

自然は、動物、植物等の生物的自然と、それらをはぐくむ日光、大気、水、土等の非生物的自然から構成され、それらのしくみの中で調和と均衡が保たれてきた。

人間は、長い歴史を通じ自然を利用し改変することにより、限りない恩恵を受けて生活を向上させ文明を築いてきた。このような人間の自然に対する働きかけも自然の復元力の範囲内にとどめた時代は、そこに大きな影響を与えることもなかった。しかるに近代の社会は、ややもすれば経済的効率のみを優先して大気と大地を汚染し、山や丘は崩され、森や林が失われる等自然を無秩序に開発し、自然を浪費して経済生活の繁栄を通じて人間生活の向上を求めてきた。

しかしながら、自然環境の破壊が大きな社会問題となってきた今日、社会的認識の方向は、自然はもはや人間にとって無限のものではなく、現在における人間活動のすべてを自然のバランスを失わない範囲にとどめぬ限り、やがて自然は荒廃し、それは人間の生存そのものにかかわる問題となることを自覚するに至った。

今こそ我々は、自然は資源の供給面だけでなく、大気の浄化、気象の緩和、水源かん養、土砂崩壊防止、レクリエーションや科学研究の場を提供する等自然の価値と恩恵を多元的視野からみなおし、人間が自然界の一員であるという認識のうえで自然の法則を尊重した人間生活を築いていかなければならない。

2 自然環境保全の基本的な考え方

高知県には、豊かな自然が多く残されている。この自然は祖先から受け継いだ共通の遺産である。我々は、この自然にはぐくまれて情操豊かな県民性を培い自然を適正に利用することにより生活活動の基盤として今日の繁栄を築いてきた。

我々は、この自然を大切に保存し、次の世代に伝えなければならない。そのためには、県民一人一人が自然の役割と重要性を改めて正しく認識し自然保護の精神を身につけた習性として、自然環境の保全に努めるべきである。このことは、国、県、市町村及び事業者、県民を問わず最も重要な責務である。

自然環境の保全は、開発利用規制等による保全対策を講ずるだけでなく、自然環境保全に関する意識の啓発高揚等人間と自然との健全な交流を図りながら、総合的な施策を関係機関及び関係者が一体となって推進することによって初めて実現されるものである。

3 高知県の自然の概況

北は石鎚山(1,982m)を主峰とする石鎚山地及び剣山(1,955m)を主峰とする剣山地があつて瀬戸内地方と隔絶しており、これらの山地には1,500m前後の連峰がそびえ、主要河川は吉野川が東流して紀伊水道に注ぐほかは、四万十川、仁淀川、物部川等が太平洋に注いでいる。

地質は、北から三波川帯、秩父帯、四万十帯に属する地層群が本県をほぼ東西に帯状に分布しており、主として地形、地質に由来する山岳美、溪谷美あるいは特異なカルスト地形等の自然景勝地に恵まれている。

海岸線は、東に室戸岬、西に足摺岬が太平洋に突出し、その中央部に土佐湾が大きく湾入しており、特に西の足摺宇和海国立公園、東の室戸阿南海岸国定公園で代表されるような海岸景勝地に恵まれている。

太平洋側は、黒潮の影響を受けて温暖多雨で、平均気温も16℃～17℃と高く、降水量は、海岸地帯で2,000mm、山岳地域で3,000mm～4,000mmに達しており、典型的な太平洋型の気候を示し、海岸地帯から山岳地帯まで複雑で多様な植生をつくっている。

暖温帯では、タブ、シイ、カシ類等よりなる照葉樹林と呼ばれる常緑広葉樹林があり、低山帯には暖温帯と冷温帯の要素が混生し、モミやツガのほか、カシ類とブナ等の針広混生林が多い。標高1,200m以上の山地帯にはブナ、ウラジロモミ等を主とした冷温帯林があり、最高部は一部でシコクシラベ林のみられる亜高山帯に達している。限られた地域ではあるが貴重な原生林も残っており、県土の80パーセントあまりを占める森林が本県の優れた自然環境に果たす役割は大きい。

野生動物については、ニホンサル、カモシカ、ニホンカワウソ等の大中型哺乳類が17種も生息している。鳥類もヤイロチョウ、カラスバト等、こん虫ではミカドアゲハ、ネアカヨシヤンマ、ムカシトンボ等がみられる。

海中生物についても、黒潮の影響を受けて南西部海中には、サンゴ類、熱帯性魚類が多く生息し、美しい海中景観を形成している。また、水生生物についても魚類、貝類、藻類の種類も極めて豊富である。県下の河川には60数種類の淡水魚が生息している。

4 保全の目標

前述のごとく、高知県の豊かな自然は県民の生活、生産の場として、また、災害防止、水源かん養の面で重要であり、併せてレクリエーション利用の場として活用されており、また、広く生態系を守るうえで大切な存在である。このような自然の価値を高く評価し、次の目標に基づいて保護の万全を期する。

(1) 地形、地質

地形、地質は風土を構成する重要な要素であるが、このことを正しく認識するとともに、地形、地質に由来する恵まれた景勝地を損なわないように積極的な保護を図るとともに、その適正な活用を図る。

(2) 植生

海岸地帯から山岳地帯まで複雑で変化の多い自然林等多様な植生は、学術上及び自然景観の構成要素として重要であり積極的な保護を図る。

(3) 哺乳類、鳥類、こん虫類等

多くの種類が生息しており、貴重な動物の保護はもとより、その生息環境を含め積極的な保護を図る。

(4) 海中、水生生物

貴重な海中生物、水生生物の群生地は積極的な保護を図るとともに、その生息環境の汚染防止に努める。

(5) 社寺林及び名木等

地域住民に親しまれている社寺林及び名木、旧街道等は、歴史的又は緑地環境としても価値が高いので積極的な保護を図る。

第2 自然環境保全施策に関する基本的事項

1 自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物の指定

郷土の豊かな自然を現在の、あるいは更に将来予測される自然破壊から保護するためには、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物等に指定して、恒久的保全施策を講ずる必要がある。

(1) 自然環境保全地域の指定

自然環境の特徴が希少性、固有性、特異性等の価値を有するもので人の活動による影響を受けやすい弱い自然で破壊されると復元が困難な地域であって、一定の広がりを持つ次の地域を対象として指定を図る。
指定に当たっては、当該地域に係る住民の農林水産業等地域住民の生業の安定福祉の向上、資源の長期的確保等自然的、社会的諸条件を配慮する。

ア 亜高山性植生及びそれぞれの植生帯を代表する森林又は草原が相当部分を占める区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)

イ 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)

ウ 学術的に貴重な地質や特徴的な微地形、あるいは特異な自然の現象が生じている土地の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)

エ その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖、池、沼、湿原又は河川の区域

オ 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域で、その区域における自然環境が前記各欄に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもの

(2) 緑地環境保全地域の指定

住民の生活環境と調和している良好な区域で、特に保全の必要のある次の地域について指定を図る。

ア 市街地若しくは集落地内にあり、又はこれらの周辺の区域にあって緑地環境を形成している樹林地、湖、池、沼、海岸、河川等の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)

イ 歴史的文化的資産と一体となって緑地環境を形成している区域

(3) 自然記念物の指定

植物、動物、地質、鉱物等であって、住民に親しまれているもの由緒のあるもので、他の法律等で指定されていないもので保全の必要あるものについて指定を図る。

(4) 自然環境保全地域の特別地区等の指定

自然環境保全地域のうち、生態系構成上重要な地区及び生態系の保全を特に図ることを必要とする地区又は特定の自然環境を維持する必要がある地区等で必要不可欠なものについては、その必要な限度において特別地区に指定し、保護を図る。

なお、当該特別地区における特定の野生動植物で希有なもの又は固有なものを保存する必要がある地区については、野生動植物保護地区を指定するものとする。

(5) 保全事業の実施

ア 開発は、経済的な豊かさをもたらす反面少なからぬ自然破壊を伴うものであるため、指定地域における開発事業の規制を強化するとともに、保全計画の策定により適正な管理を図り、必要な保全事業を実施するものとする。

イ 指定地域内において自然環境に損傷が生じた場合には、当該自然環境の特性と損傷の状況に応じ、速やかに復元を図る。

ウ 指定地域が小面積である場合には、地域外と接する部分の取扱いに特に注意を払い、必要に応じ樹林帯等を造成し、保護を図る。

2 自然環境保全に関する調査研究の推進

効果的な保全対策を推進するためには、その前提として、植生、野生動植物、海中生物、地形、地質等の自然条件についての基礎調査を実施するとともに、自然的、社会的、経済的な条件によって変化を続けている自然環境の実態の調査は握に努める。

3 自然環境保全に関する普及及び啓蒙

(1) 教育活動

自然のしくみ、自然と人間との関係を正しく理解認識させるため、学校教育及び社会教育において積極的に自然保護教育の充実を図る。

(2) 広報活動

自然に対する正しい理解を深めるため、教育活動との関連を保ちながら、各種の広報媒体を通じて県土の自然に対する正しい認識と自然保護思想の普及啓蒙を図る。

(3) 自然に親しむ運動

教育、広報活動等によって養われた自然保護に関する知識をもとに、県民一人一人が実際に自然にふれ親しむことによってその実効を期することができるため、県民参加の自然に親しむ運動を積極的に推進する。

(4) 地域活動の育成

自然保護の実をあげるためには、県民一人一人の自然を大切にする熱意と公德心にまつところが大きいことを認識し、市町村の協力を得て自然保護団体の育成を図るとともに、自然環境保全に関する自主的な学習及び実践活動に対して必要な助成に努める。

4 開発と保護の調整

大規模開発事業等については、環境影響評価を行い、当該地域の自然環境に及ぼす影響の範囲と程度を調査し、それに基づき自然状態の改変を最少限に抑制するとともに防止対策等を樹立し、自然の復元に努める等の適正な措置をとらせる。

5 身近かな自然環境を守る努力

近年、都市周辺における緑地が失われようとしている。潤いのある豊かな人間性を回復し、快適な生活環境を確保するため都市近郊、市街地、集落地周辺、神社仏閣周辺等の既存緑地の保存に努める。

更に、これらの地域の植樹、緑地の造成等を積極的に行うものとする。

6 土地公有化の推進

優れた自然環境を確保するため、恒久的に保全すべき土地については、必要に応じて土地の公有化を推進する。

7 保全の奨励

保全上特に重要な区域について、積極的に保全に努めていると認められるものに対しては、恒久的な保全を奨励するための方策を講ずるよう努める。

8 緑化の推進

緑は、人間生活に潤いとやすらぎを与え、更に大気の浄化、治山、治水の機能、気象の緩和、防塵、騒音防止等に重要な役割を果たすものであ

る。従って、良好な生活環境を作るうえには、公園及び市街地内の樹林地の造成及び学校、官公署、住宅用地、工場、荒廃地、道路沿線等の緑化を図ることが必要であるので、緑地の確保を推進する。

第3 その他自然環境保全に関する重要事項

1 各種法律制度の有機的な運用

自然環境保全法、国土利用計画法、自然公園法、森林法、河川法、農地法、海岸法等の自然環境保全を目的とする諸制度は、それぞれの観点から自然環境の良好な維持についての施策を実施しているが、それらの実施に当たっては、自然環境保全法及び高知県自然環境保全条例を軸として総合的に運用し、有機的な連けいによって保全を図る。

2 行政組織の拡充及び管理指導体制の強化

国民経済の進展に伴い、自然環境保全に対する行政需要は急激に増大しているが、現在の体制は必ずしもこれを満たすものではない。

県民生活にとって、自然環境の保全が新しい行政分野として広範多岐にわたっており、幅広く推進されなければならない。そのためには、行政需要に対応した実施体制を市町村を含めて拡充整備を図るものとする。また、自然環境の保全が県民の理解と協力のうで成り立つことを考え監視と指導体制の充実を図る。

3 関係行政機関の連絡調整

自然環境保全の施策は広範多岐なものであり、これを総合的、かつ、効果的に推進するため国の機関との連けいを図り、各種計画の策定実施において保全のための調整に努める。また、市町村との連けいを密接にするとともに、当該地域の特質に応じ自然環境の保全のための体制が確立されるよう指導に努める。

高知県希少野生動植物保護条例をここに公布する。

○高知県希少野生動植物保護条例

(平成17年10月21日条例第78号)

高知県希少野生動植物保護条例

目次

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 個体の取扱いに関する規制

第1節 個体の所有者の義務等(第8条・第9条)

第2節 個体の捕獲等及び所持等の禁止等(第10条―第14条)

第3章 生息地等の保護に関する規制

第1節 土地の所有者の義務等(第15条・第16条)

第2節 野生動植物保護区等(第17条―第25条)

第4章 保護管理事業(第26条―第29条)

第5章 外来種に関する調査等(第30条)

第6章 推進体制(第31条―第37条)

第7章 雑則(第38条―第42条)

第8章 罰則(第43条―第47条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、野生動植物が生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることを考慮し、県内に生息し、又は生育する希少な野生動植物を県、事業者及び県民が一体となって保護を図ることにより、生物の多様性の保全及び自然との共生に寄与し、もって健全な自然環境を将来の県民に継承していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「希少野生動植物」とは、県内に生息し、又は生育する野生動植物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)の個体の数が少ない野生動植物

(2) 種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物

(3) 種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物

(4) 種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物

(5) 前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情のある野生動植物

2 この条例において「県指定希少野生動植物」とは、希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があるものとして、第7条第1項の規定により指定するものをいう。

3 この条例において「保護管理事業」とは、県指定希少野生動植物について、その個体(卵及び種子を含む。以下同じ。)の維持又は繁殖を促進するための事業、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体となった生態系の保全、回復及び再生をするための事業その他のその個体の保護を図るための事業をいう。

(県等の責務及び協働)

第3条 県及び事業者は、その活動を行うに当たって、県内の野生動植物が置かれている状況の把握に努め、県民は、自ら希少野生動植物の保護に努めるとともに、県、事業者及び県民は、希少野生動植物の保護に関する施策の策定、事業活

動及び野外活動を行うに当たっては、希少野生動植物の適正な保護が円滑に図られるよう互いに協力しなければならない。

2 県は、希少野生動植物の保護に関する施策の実施及び希少野生動植物の保護のための普及啓発等を行うに当たっては、必要に応じ適切な情報の提供に努め、国、他の地方公共団体、事業者、県民その他野生動植物の保護に携わる団体、機関等と密接な連携を図り、及び協働し、希少野生動植物の適正な保全及び必要な施策の推進が図られるよう努めなければならない。

(財産権の尊重等)

第4条 県は、この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県民の生活の安定に配慮し、及び県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(開発行為における希少野生動植物への配慮)

第5条 県内において開発行為をしようとする者は、その計画段階において、当該開発行為に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境への負荷について調査をするよう努めるとともに、希少野生動植物へ与える影響を回避するよう努めなければならない。

2 やむを得ない理由により希少野生動植物の生息又は生育の環境への負荷を与える開発行為をするときは、当該開発行為に伴って生ずる当該負荷を低減する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(希少野生動植物保護基本方針)

第6条 知事は、希少野生動植物の保護を図るための基本方針(以下「希少野生動植物保護基本方針」という。)を定めるものとする。

2 希少野生動植物保護基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 希少野生動植物の保護に関する基本構想
- (2) 県指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
- (3) 県指定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項
- (4) 県指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保全に関する基本的な事項
- (5) 保護管理事業に関する基本的な事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物の保護に関する重要事項

3 知事は、希少野生動植物保護基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、高知県環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 知事は、希少野生動植物保護基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、希少野生動植物保護基本方針の変更について準用する。

(県指定希少野生動植物の指定等)

第7条 県指定希少野生動植物は、知事が、あらかじめ審議会の意見を聴いて指定する。

2 知事は、前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、指定の案(以下この条において「指定案」という。)を公告し、公告した日から起算して14日を経過する日までの間、指定案を公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による公告があったときは、当該指定に係る利害関係人は、同項の縦覧の期間満了の日までに、知事に対して、当該縦覧に供された指定案についての意見書を提出することができる。

4 知事は、縦覧に供された指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出が

あったときその他指定案に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

5 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

6 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

7 知事は、県指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

8 第1項から第6項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第6項中「前項の規定による告示」とあるのは、「第8項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

第2章 個体の取扱いに関する規制

第1節 個体の所有者の義務等

(個体の所有者等の義務)

第8条 県指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、県指定希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、当該個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。

(個体の所有者等への助言又は指導)

第9条 知事は、県指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、県指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者に対して、当該個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

第2節 個体の捕獲等及び所持等の禁止等

(捕獲等の禁止)

第10条 県指定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 県指定希少野生動植物の保護を目的とする他の法令等の規定により生きている個体の捕獲等の許可を受けた場合

(2) 第12条第1項の許可を受けて、当該許可に係る捕獲等をする場合

(3) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(所持等の禁止)

第11条 前条の規定に違反して捕獲等をされた県指定希少野生動植物の個体及びその加工品(規則で定めるものに限る。)は、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

(捕獲等の許可)

第12条 学術研究又は保護のための繁殖の目的その他規則で定める目的で県指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に対して申請をしなければならない。

3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可をしてはならない。

(1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しないとき。

(2) 捕獲等によって県指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により

捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められるとき。

- 4 知事は、県指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項の許可に条件を付することができる。
- 5 知事は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者のうち法人であるものその他当該許可に係る捕獲等に他人に従事させることについてやむを得ない事由があるものとして知事が認めるものは、規則で定めるところにより、知事に対して申請をして、当該者の監督の下に当該許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 7 第1項の許可を受けた者は、当該者若しくは当該者の監督の下に当該許可に係る捕獲等に従事する者が第5項の許可証若しくは前項の従事者証を紛失し、又は第5項の許可証若しくは前項の従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に対して申請をして、当該許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- 8 第1項の許可を受けた者又は当該者の監督の下に当該許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするとき、第5項の許可証又は第6項の従事者証を携帯しなければならない。
- 9 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、生きている当該捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第13条 知事は、前条第1項の許可を受けた者が同条第9項の規定に違反し、又は同条第4項の規定に基づき付された条件に違反した場合において、県指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

(捕獲等許可者に対する報告徴収及び立入検査等)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第12条第1項の許可を受けている者に対し、県指定希少野生動植物の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県指定希少野生動植物の個体の捕獲等に係る場所若しくは施設に立ち入り、県指定希少野生動植物の個体若しくは飼養栽培施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定に基づき立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定に基づく権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 生息地等の保護に関する規制

第1節 土地の所有者の義務等

(土地の所有者等の義務)

第15条 土地の所有者又は占有者は、当該土地の利用に当たっては、県指定希少野生動植物の保護に留意しなければならない。

(土地の所有者等への助言又は指導)

第16条 知事は、県指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、

土地の所有者又は占有者に対して、当該土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第2節 野生動植物保護区等

(野生動植物保護区の指定等)

第17条 知事は、県指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であつて、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を考慮して当該県指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、野生動植物保護区として指定することができる。

- 2 前項の規定に基づく指定(以下この条において「指定」という。)は、指定の区域、指定に係る県指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針(以下「保護指針」という。)を定めてするものとする。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会及び関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域、指定に係る県指定希少野生動植物及び保護指針の案(以下この条において「指定案」という。)を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があつたときは、指定をしようとする区域の住民及び当該指定に係る利害関係人は、同項の縦覧の期間満了の日までに、知事に対して、当該縦覧に供された指定案についての意見書を提出することができる。
- 6 知事は、縦覧に供された指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたときその他指定案に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る県指定希少野生動植物及び保護指針を告示しなければならない。
- 8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 9 知事は、指定をした野生動植物保護区(以下「野生動植物保護区」という。)に係る県指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。
- 10 第3項、第7項及び第8項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第7項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る県指定希少野生動植物及び保護指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第8項中「前項の規定による告示」とあるのは「第10項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。
- 11 野生動植物保護区の区域内(次条第5項第8号に掲げる行為にあつては、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内)において同項各号に掲げる行為をする者は、保護指針に留意しつつ、県指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼさない方法で当該行為をしなければならない。

(特別保護地区の指定及び規制等)

第18条 知事は、野生動植物保護区の区域内で県指定希少野生動植物の保護のため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定に基づき指定した特別保護地区(以下「特別保護地区」という。)に係る県指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により同項の規定に基づく指定の必要がなくなつたと認めるときは、

当該指定を解除しなければならない。

- 3 前条第2項から第8項までの規定は、第1項の規定に基づく指定について準用する。
- 4 前条第10項において準用される同条第3項、第7項及び第8項の規定は、第2項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、前条第7項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る県指定希少野生動植物及び保護指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第8項中「前項の規定による告示」とあるのは「次条第4項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。
- 5 特別保護地区の区域内(第8号に掲げる行為にあつては、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内。第21条第1項、第22条第1項及び第23条第1項において同じ。)においては、次に掲げる行為(第10号から第14号までに掲げる行為にあつては、知事が指定する区域内又は当該区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)は、知事の許可を受けなければ、してはならない。
 - (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。
 - (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (5) 河川、湖沼、湿原等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (6) 木竹を伐採すること。
 - (7) 県指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - (8) 特別保護地区の区域内の湖沼若しくは湿原であつて知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排出すること。
 - (9) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - (10) 第7号の規定により知事が指定した野生動植物の個体その他の物以外の野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - (11) 県指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
 - (12) 県指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
 - (13) 火入れ又はたき火を行うこと。
 - (14) 県指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法により当該個体を観察すること。
- 6 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に対して申請をしなければならない。
- 7 知事は、前項の申請に係る行為が保護指針に適合しないものであるときは、第5項の許可をしないことができる。
- 8 知事は、県指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第5項の許可に条件を付することができる。
- 9 第5項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、知事に

届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

10 次に掲げる行為については、第5項の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害に対する緊急性を有する行為
- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為であって規則で定めるもの
- (3) 木竹の伐採で、保護指針で定める方法及び限度内においてするもの

11 前項第1号に掲げる行為であって第5項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して14日を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、知事に対してその旨を届け出なければならない。

(立入制限地区の指定及び規制等)

第19条 知事は、特別保護地区の区域内で県指定希少野生動植物の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める区域を立入制限地区として指定することができる。

2 知事は、前項の規定に基づく指定をしようとするときは、当該区域の土地の所有者又は占有者(正当な権原を有する者に限る。次項及び第24条第2項において同じ。)にあらかじめ同意を得なければならない。

3 知事は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第1項の規定に基づく指定を解除するよう求めたとき、又は同項の規定に基づく指定の必要がなくなったと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

4 何人も、知事が定める期間内は、第1項の規定に基づき指定した立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 非常災害に対する緊急性を有する行為をするために立ち入る場合
- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

5 第17条第7項及び第8項の規定は、第1項の規定に基づく指定について準用する。この場合において、第17条第7項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る県指定希少野生動植物及び保護指針」とあるのは「その旨及び指定の区域」と、同条第8項中「前項の規定による告示」とあるのは「第19条第5項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

6 第17条第10項において準用される同条第7項及び同条第8項の規定は、第3項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第17条第7項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る県指定希少野生動植物及び保護指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第8項中「前項の規定による告示」とあるのは「第19条第6項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

7 前条第6項及び第8項の規定は、第4項第3号の許可について準用する。

(保護緩衝地区)

第20条 野生動植物保護区の区域で特別保護地区の区域に属さない部分(以下「保護緩衝地区」という。)の区域内において第18条第5項第1号から第5号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出(以下この条において「届出」という。)があった場合において、届出に係る行為が保護指針に適合しないものであるときは、当該届出をした者に対して、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限

し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 前項の規定に基づく命令は、届出があった日から起算して30日(30日を経過する日までの間に同項の規定に基づく命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して60日を超えない範囲内で知事が定める期間)を経過した後又は第5項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。
- 4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、当該届出をした者に対して、遅滞なく、その旨及び理由を通知しなければならない。
- 5 届出をした者は、当該届出をした日から起算して30日(第3項の規定により知事が期間を定めたときは、当該期間)を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、知事が県指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めて当該者に通知したときは、この限りでない。
- 6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 非常災害に対する緊急性を有する行為
 - (2) 通常管理行為又は軽易な行為であって規則で定めるもの
 - (3) 第17条第1項の規定に基づく指定がされた時において既に着手している行為(措置命令等)

第21条 知事は、県指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、特別保護地区の区域内において第18条第5項各号に掲げる行為をしている者又は保護緩衝地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をしている者に対して、当該行為の実施方法について指示をすることができる。

- 2 知事は、第18条第5項若しくは第19条第4項の規定に違反した者、第18条第8項(第19条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づき付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定に基づく命令に違反した者が当該違反行為によって県指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、県指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他県指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(氏名等の公表)

第22条 知事は、第18条第6項の申請をせず、又は虚偽の申請により特別保護地区の区域内において同条第5項各号に掲げる行為をした者があるときは、当該者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前条第2項の規定に基づく措置命令に従わない者があるときは、当該者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

(報告徴収及び立入検査等)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特別保護地区の区域内において第18条第5項各号に掲げる行為をした者又は保護緩衝地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、野生動植物保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、当該者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又は当該行為が県指定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

- 3 前項の規定に基づき立入検査若しくは質問又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定に基づく権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第24条 知事は、第17条第1項、第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

- 2 知事は、その職員に前項の規定に基づき立入りをさせようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者又は占有者に対してその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定に基づき立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定に基づく立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第25条 県は、第18条第5項の許可を受けることができないため、同条第8項の規定に基づき条件を付されたため又は第20条第2項の規定に基づく命令をされたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失の補償をする。

- 2 前項の規定により補償を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に対して請求をしなければならない。
- 3 知事は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求をした者に通知しなければならない。

第4章 保護管理事業

(保護管理事業計画)

第26条 知事は、保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護管理事業計画を定めるものとする。

- 2 前項の保護管理事業計画は、保護管理事業の対象とすべき県指定希少野生動植物ごとに、保護管理事業の目標、保護管理事業が行われるべき区域及び保護管理事業の内容その他保護管理事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、第1項の保護管理事業計画を定めたときは、その概要を公告し、かつ、当該保護管理事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定は、第1項の保護管理事業計画の変更について準用する。

(認定保護管理事業等)

第27条 県は、県指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、保護管理事業を行うものとする。

- 2 市町村は、その行う保護管理事業であってその事業計画が前条第1項の保護管理事業計画に適合するものについて、その旨の知事の確認を受けることができる。
- 3 国の機関、県及び市町村以外の者は、その行う保護管理事業について、当該者が当該保護管理事業を適正かつ確実に実施することができ、及び当該保護管理事業の事業計画が前条第1項の保護管理事業計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。
- 4 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告をしなければならない。第29条第2項又は第3項の規定により当該認定を取り消し

たときも、同様とする。

第28条 認定保護管理事業等(県の保護管理事業、前条第2項の確認を受けた保護管理事業及び同条第3項の認定を受けた保護管理事業をいう。以下この条において同じ。)は、第26条第1項の保護管理事業計画に即して行わなければならない。

- 2 認定保護管理事業等として実施する行為については、第10条、第18条第5項及び第11項、第19条第4項、第20条第1項並びに第40条第2項及び第3項の規定は、適用しない。
- 3 野生動植物保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護管理事業等として実施される保護管理事業のために必要な施設の設置に協力するよう努めなければならない。
- 4 知事は、前条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けて保護管理事業を行う者に対して、当該保護管理事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第29条 第27条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けて保護管理事業を行う者は、当該保護管理事業を廃止したとき、又は当該保護管理事業を第26条第1項の保護管理事業計画に即して行うことができなくなったときは、知事に対してその旨を通知しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による通知があったときは、当該通知に係る第27条第2項の確認又は同条第3項の認定を取り消すものとする。
- 3 知事は、第27条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた保護管理事業が第26条第1項の保護管理事業計画に即して行われていないと認めるとき、又は当該保護管理事業を行う者が当該保護管理事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、若しくは前条第4項の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、当該確認又は認定を取り消すことができる。

第5章 外来種に関する調査等

(外来種に関する調査等)

第30条 県は、外来種(県内に本来の生息地又は生育地を有しない野生動植物であつて、国外又は県外から人為的に移入された種をいう。以下この条において同じ。)のうち希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものについて、当該外来種の個体の生息又は生育の状況、生息地又は生育地の状況、当該外来種が希少野生動植物の個体の生息又は生育に及ぼす支障の程度その他必要な事項について調査をし、希少野生動植物の保護に関し必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第6章 推進体制

(推進体制の整備)

第31条 県は、希少野生動植物の保護に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

- 2 知事は、希少野生動植物の保護に関する施策を適正に実施するために必要な監視、指導等の体制の整備に努めるものとする。

(希少野生動植物保護専門員等)

第32条 知事は、希少野生動植物の保護に関し熱意及び見識を有する者のうちから、希少野生動植物保護専門員を委嘱することができる。

- 2 知事は、第35条第1項の規定に基づき認定した希少野生動植物保護推進地区において、希少野生動植物の保護に関し県民又は事業者と協働して取り組むため、希少野生動植物の保護に関し熱意及び見識を有する県民若しくは事業者又はこれらの者が組織する団体を、希少野生動植物保護推進員又は希少野生動植物保護推進

団体として認定することができる。

3 前2項の希少野生動植物保護専門員並びに希少野生動植物保護推進員及び希少野生動植物保護推進団体に関し必要な事項は、規則で定める。

(国の機関及び他の地方公共団体との協力)

第33条 県は、希少野生動植物の保護に関する施策の策定及び実施に当たっては、国の機関及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(県民及び事業者等の活動の促進)

第34条 県は、希少野生動植物の保護に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者その他これらの者が組織する団体と協力するとともに、これらのものが自発的に行う希少野生動植物の保護に関する活動が促進されるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(希少野生動植物保護推進地区)

第35条 知事は、野生動植物保護地区及びその周辺地域において、希少野生動植物の保護を積極的に進めている地域を希少野生動植物保護推進地区として認定することができる。

2 県は、前項の規定に基づき認定された希少野生動植物保護推進地区において、希少野生動植物の保護に関する活動が促進されるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境学習の機会の充実)

第36条 県は、多様な野生動植物との共生を図るため、地域住民の協力を得て、その自然環境を利用した環境学習の機会の充実に努めなければならない。

(取締りに従事する職員)

第37条 知事は、その職員であって規則で定める要件を備えるものに、第9条、第13条第1項、第14条第1項、第16条、第21条第1項若しくは第2項又は第23条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定に基づき知事の権限の一部を行う職員は、当該権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第7章 雑則

(調査)

第38条 知事は、希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、この条例に基づく規則の改廃、この条例に基づく指定又は指定の解除その他この条例の適正な運用に活用するものとする。

(財政上の措置)

第39条 県は、希少野生動植物の保護に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国の機関等に関する特例)

第40条 国の機関等(規則で定める独立行政法人等を含む。以下この条において同じ。)が行う事務又は事業については、第10条、第18条第5項及び第11項、第19条第4項並びに第20条第1項の規定は、適用しない。

2 国の機関等は、第10条第1号及び第3号に掲げる場合以外の場合に県指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は第18条第5項若しくは第19条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。

3 国の機関等は、第18条第9項の規定に基づき届出をして引き続き同条第5項各号

に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第11項若しくは第20条第1項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事に対してその旨を通知しなければならない。

4 知事は、第2項の規定による協議及び前項の規定による通知については、規則で定める方法により公表することができる。

(農林漁業等への配慮)

第41条 県は、野生動植物保護区に関する規定の適用に当たっては、当該野生動植物保護区に係る住民の農林漁業等の生業の安定に配慮しなければならない。

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条、第11条又は第18条第5項の規定に違反した者

(2) 第13条第1項又は第21条第2項の規定に基づく命令に違反した者

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第4項又は第18条第8項の規定に基づき付された条件に違反した者

(2) 第19条第4項の規定に違反した者

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第19条第7項において準用する第18条第8項の規定に基づき付された条件に違反した者

(2) 第20条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者

(3) 第20条第2項の規定に基づく命令に違反した者

(4) 第20条第5項本文の規定に違反した者

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第8項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

(2) 第14条第1項の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づく立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3) 第23条第1項の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定に基づく立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第24条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定に基づく立入りを拒み、又は妨げた者

(両罰規定)

第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第43条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第1章の規定は、公布の日

から施行する。